



同行援護、 行動援護	令和4年 3月31日	1612000081	福光農業協 同組合	南砺市荒木 5318番地	J A福光ふ れあいセン ター	南砺市福光 1192番地
---------------	---------------	------------	--------------	-----------------	-----------------------	-----------------

## 富山県告示第155号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
放課後等デ イサービス	令和4年4 月1日	1650200338	アスイコ合 同会社	高岡市向野 町三丁目43 番地26	宙	高岡市内免 2丁目8番 46号
放課後等デ イサービス	令和4年4 月1日	1650200346	合同会社L & P	富山市八尾 町田中 160 番地 1	すまいる・ ピア	高岡市駅南 3丁目10番 12号

## 富山県告示第156号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業長沢地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和4年4月8日から

令和4年5月12日まで

## 3 縦覧の場所

富山市役所

### 教示

- 1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第157号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営浅地南部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 縦覧に供すべき書類

県営浅地南部地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和4年4月6日から

令和4年5月10日まで

### 3 縦覧の場所

小矢部市役所

#### 教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第158号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営福田地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 縦覧に供すべき書類

県営福田地区土地改良事業変更計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和4年4月6日から

令和4年5月10日まで

### 3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県告示第159号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

**富山県告示第160号**

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

## 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる  
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

## 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

**富山県告示第161号**

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる  
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日  
令和4年4月1日

## 富山県告示第162号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
PayPay 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる  
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

### 富山県告示第163号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる  
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日  
令和4年4月1日

### 富山県告示第164号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる  
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日  
令和4年4月1日

### 富山県告示第165号

ワクワクとやま応援寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ワクワクとやま応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 委託した相手方の名称及び所在地  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 委託内容  
ワクワクとやま応援寄附金の収納事務
- 3 委託年月日  
令和4年4月1日



## 5 認定年月日

令和4年3月24日

**基本測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 作業種類

基本測量（国土広域情報 修正）

## 2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 3 作業地域

富山県全域

**基本測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

## 2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 3 作業地域

富山県全域

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 店舗の名称及び所在地

立山インターショッピングセンター 中新川郡立山町辻59番1 ほか

### 2 店舗を設置する者 オリックス株式会社

### 3 変更事項

#### (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）株式会社アルビス 午前10時 ほか2

（変更後）株式会社アルビス 午前8時 ほか2

#### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分～翌午前0時30分

（変更後）午前7時30分～翌午前0時30分

#### (3) 荷さばき施設の位置

（変更前）建物2北西側 ほか2

（変更後）建物2北側 ほか2

#### (4) 廃棄物保管施設の位置

（変更前）建物内北西側 ほか2

（変更後）建物内北側 ほか2

### 4 変更の日 令和4年4月1日

### 5 変更の理由 営業時刻の柔軟な運用を求める声があり、開店時間及び駐車場利用時間の繰り上げを行うため。運用の効率化を図ることを目的として、荷さば

き施設及び廃棄物保管施設の位置を変更するため。

- 6 届出の日 令和4年3月22日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 8 縦覧期間 令和4年4月6日から令和4年8月8日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ津沢店 小矢部市清沢字裏川原 621番 他8筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ
- 4 新設の日 令和4年12月7日
- 5 店舗面積の合計 1,351㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北側・南側2箇所/51台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側1箇所/15台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側1箇所/50m<sup>2</sup>
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側2箇所/7.45m<sup>3</sup>

#### 7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時及び翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3箇所/敷地北・南・東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時

8 届出の日 令和4年3月24日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和4年4月6日から令和4年8月8日まで

#### 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

#### 監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和4年2月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、

同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月6日

富山県監査委員 筱 岡 貞 郎  
富山県監査委員 永 森 直 人  
富山県監査委員 天 坂 幸 治  
富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 監査対象箇所		監 査 年 月 日
危機管理局	広域消防防災センター	令和4年2月15日
経営管理部	公文書館	令和4年2月8日
生活環境文化部	消費生活センター	令和4年2月22日
同	環境科学センター	令和4年2月14日
厚生部	砺波厚生センター	令和4年2月28日
同	富山児童相談所	令和4年2月10日
同	高岡児童相談所	令和4年2月8日
同	富山学園	令和4年2月8日
同	障害者相談センター	令和4年2月14日
同	衛生研究所	令和4年2月15日
同	食肉検査所	令和4年2月14日
同	薬事総合研究開発センター	令和4年2月9日
商工労働部	計量検定所	令和4年2月15日
同	技術専門学院	令和4年2月22日
教育委員会	総合教育センター	令和4年2月22日
同	県立図書館	令和4年2月8日
同	埋蔵文化財センター	令和4年2月8日
同	桜井高等学校	令和4年2月18日

**監査対象箇所****監 査 年 月 日**

教育委員会	魚 津 高 等 学 校	令和4年2月18日
同	滑 川 高 等 学 校	令和4年2月8日
同	富 山 中 部 高 等 学 校	令和4年2月22日
同	富 山 北 部 高 等 学 校	令和4年2月22日
同	富 山 工 業 高 等 学 校	令和4年2月4日
同	富 山 い ず み 高 等 学 校	令和4年2月14日
同	呉 羽 高 等 学 校	令和4年2月18日
同	新 湊 高 等 学 校	令和4年2月22日
同	高 岡 高 等 学 校	令和4年2月9日
同	雄 峰 高 等 学 校	令和4年2月8日
同	志 貴 野 高 等 学 校	令和4年2月18日
同	に いかわ 総 合 支 援 学 校	令和4年2月15日
同	富 山 聴 覚 総 合 支 援 学 校	令和4年2月8日
公安委員会	富 山 中 央 警 察 署	令和4年2月1日

**2 監査対象年度**

令和2年度及び令和3年度

**3 監査結果**

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 現金の払込みに遅延しているものがあつた。
  - イ 支出金額が誤っているものがあつた。
  - ウ 過年度支出が生じた。
  - エ 交通事故による損害が生じた。
  - オ と畜検査の処理の誤りによる損害賠償があつた。
-

